

国民年金を知る

国民年金加入手続きと 保険料の納付を忘れずに

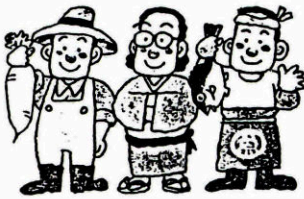
国民年金は、国民すべてが加入し、国民すべてで支える文字どおり国民のための年金制度です。

この大切な制度を支えるためには、みなさん1人1人が必ず国民年金に加入し、忘れずに保険料を納めなければなりません。

あなたの加入する国民年金は

国民年金に必ず加入しなければならない人(強制加入者)は、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人で、次の3種類に分かれます。

第1号被保険者



第1号被保険者

農業、漁業、商業などの自営業や自由業の人とその家族など。

第2号被保険者



第2号被保険者

現役のサラリーマンなど厚生年金保険(船員保険)の被保険者本人や共済組合の組合員。

第3号被保険者



第3号被保険者

厚生年金保険(船員保険)

の被保険者や共済組合員に扶養されている配偶者。

任意加入被保険者



希望で加入できる人(任意加入者)

●日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人でサラリーマン以外の人。

●20歳以上65歳未満の日本国民で、海外に在住する人。

●20歳以上60歳未満の学生。

●厚生年金・共済年金などの老齢(退職)年金の受給権者で、65歳未満の人。

第1号、第3号被保険者になる人の、加入の手続きは、市役所国民年金係又は各支所でおこないます。

また、第1号、第2号、第

3号それぞれの種別が変わるときにも市役所への届出が必要で。

この届出を忘れたり、遅れたりすると年金が受けられなくなる場合もあります。

あなたの老後や家族の生活を守るためにも、これらの手続きや届出をきちんとおこないまししょう。

なお、手続きや届出には印かんが必要です。

保険料は忘れずに納めましょう

今年も残すところあと2月です。国民年金の保険料の納め忘れはありませんか。

国民年金に加入していても、保険料を未納のままにしておきますと年金を受給するため

の必要期間を満たすことができなくなり「あのととき、きちんと保険料を納めていれば」ということにもなります。

このようなことにならないよう、保険料は納期限までに忘れずに納めましょう。

保険料の額は

(元年4月)

●定額保険料

月額 8,000円

●付加保険料

月額 400円

付加保険料を納めた人は、

200円×納めた月数で計算された金額が年金に加算されます。

便利で確実な口座振替を

いそがしい毎日、わざわざ市役所や金融機関へお出かけ

免除制度



保険料が納められないときは免除制度があります

第1号被保険者(強制加入)の人でどうしても経済的な理由

などから、保険料が納められないときは、申請をすれば、保険料の免除をうけることができます。その場合は、免除期間は保険料を納めた期間として計算されます。(ただし、免除期間の年金額は納めた期間の3分の1として計算されます)

◎免除には

次の2つがあります

法定免除

①生活保護法による生活扶助

になるのも大変です。

指定された預金口座から、自動的に払い込まれるので納め忘れがありません。

お申し込みは、各金融機関の窓口で取り扱います。

を受けている人。

②障害基礎年金または被用者年金の障害年金(1級・2級)の受給権者など。

申請免除

①所得の少ない人や病気やケガで経済的に困りの人。

②保険料を納付することが困難な特別の理由のある人。

なお、申請の手続きは毎年必要です。さらに、免除期間の保険料は10年以内に限ってさかのぼって納められます(追納)。

追納すると、より多くの年金を受けることができます。

※国民年金についてのお問い合わせは、市民課国民年金係へ ☎内線143・144